

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第169号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年10月31日 04時30分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市東岸 志多賀港沖防波堤灯台から真方位227°800m付近（概位 北緯34°28.2′ 東経129°23.7′）	
事故等調査の経過	平成21年12月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 <sup>かえい</sup> 嘉栄丸、14トン	
船舶番号、船舶所有者等	NS2-16935（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	船首船底擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、船首約0.5m、船尾約1.5mの喫水で、対馬市峰町志多賀漁港沖を約10ノットの速力で、自動操舵により西進中、操船中の船長が居眠りに陥り、平成21年10月31日04時30分ごろ同町鹿ノ浦の浅所に乗り揚げた。 本船は、自力離礁して帰港した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視程 約2海里以上 海象：うねり なし、波浪 穏やか	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、対馬東方沖を西進中、操船中の船長が、周囲に他船がいなかった安心感から、操舵室後部の高床に横になって自動操舵により航行していたところ、居眠りに陥った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が対馬東方沖を西進中、操船中の船長が居眠りに陥ったため、鹿ノ浦の浅所に向けて航行して同浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	